

5. 障害福祉サービス等

障害者総合支援法によるサービスは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」に分けられます。また、サービスを利用するためには、サービス等利用計画の作成が必要です。

【サービス利用の流れ】

